

徳島市創業促進事業補助金 Q & A

分類	項番	質問	回答
補助対象者	1	すでに創業しているが、補助金の対象になるのか。	申請日において、創業後3年が経過していない場合は対象になります。 ※創業日＝個人事業主は開業届の開業日、法人は履歴事項全部証明書の会社設立の年月日 (例) 申請日が令和8年6月8日の場合 創業日が令和5年7月1日ならば対象 創業日が令和5年4月1日ならば対象外
	2	個人事業主で住民票は市外にあるが、店舗は市内にある。補助金の対象になるのか。	対象となりません。法人の場合は、代表者の住民票が市外にあっても、本店又は主たる事業所が市内にあれば、対象となります。
	3	個人事業主として開業し、昨年、法人成りをした。補助金の対象になるのか。	個人事業主として開業してから3年以内であれば、対象となります。
	4	すでに、法人を経営しており、新たに別の法人を設立しようと考えている。補助金の対象になるのか。	対象となりません。
	5	2店舗目を市内に出店する予定だが、補助金の対象になるのか。	対象となりません。
	6	過去に事業を営んでいたが、現在はその事業は廃業している。この度、再度、事業を立ち上げ会社を設立するが、補助金の対象になるのか。	対象となりません。
	7	個人Aが行っていた事業を廃業した後、その財産(店舗や機材)を引き継いで、個人Bが創業する場合、補助金の対象になるのか。	個人Aが行っていた事業と異なる事業を開始する場合は、対象となります。
	8	過去に本補助金の交付を受けたことがあるが、補助金の対象になるのか。	対象となりません。
	9	昨年、本補助金の不交付決定を受けたので、補助金の申請はできないのか。	創業後3年以内ならば、今年も申請していただけます。交付決定の取り消しされている場合は、申請をしていただくことはできません。
	10	一般社団法人を設立しようと考えているが、補助金の対象になるのか。	会社法上で定義される株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社が対象となります。そのため一般社団法人やNPO法人等は対象となりません。
	11	国や県の補助金との併用は可能か。	可能です。ただし、同一経費に対する重複利用は認められません。(例えば国による家賃補助を受けている場合、本補助金においては家賃補助を受けることはできません。) 国、県、他自治体の補助金等の採択要件において他の補助金等の交付を受けることを禁止されている場合も考えられますので、併用する際には各担当の部署等へ確認をお願いします。
	12	中心市街地活性化補助金との併用は可能か。	可能です。

補助対象経費	13	すでに支払った経費は対象になるのか。	交付決定前に発注、購入、契約、納品、支払い等をしている経費は補助対象となりません。
	14	店舗等借入費はいつからいつまでの分が対象になるのか。	交付決定日（7月下旬予定）から翌年2月末までに支払った経費が対象となります。また、補助金申請日時時点で創業後1年未満の方しか申請できないのでご注意ください。
	15	市内に本社を構え、市外に店舗等を構える場合に、市外での店舗等借入費は対象になるのか。	市外での店舗等借入費は対象となりません。
	16	本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の店舗等借入費は対象になるのか。	3親等以内の親族については、補助対象となりません。
	17	ホームページ作成後の維持管理費としての保守（点検）費用やメンテナンス費用は対象になるのか。	ホームページ作成後の維持管理にかかる費用は対象となりません。
	18	パソコンやタブレット、エアコンを購入した経費は対象になるのか。	汎用性があるものは対象外です。
	19	設備費において、中古品は対象になるのか。	中古品は中古市場において、価格設定の適正性が明確でないことが一般的であるため、対象となりません。
申請関係	20	申請書はどこで入手できるのか。	市のホームページからダウンロードできます。
	21	オンライン申請はできるのか。	オンライン申請は受け付けておりません。必要書類を揃えて経済政策課にご持参ください。
	22	申請は先着順か。	募集期間内に申請があったものはすべて受付します。募集期限ぎりぎりでの申請は窓口の混雑が予想されるので、できるだけ早めに申請してください。
	22	認定支援事業者等に必ず相談しなければならないのか。	交付要領にも記載してあるので、必ず相談してください。
	23	募集は年に一回だけしかないのか。	年に1回です。
24	共同代表者の場合、申請者の記載は複数名の記載となるのか。	申請者の記載は1名で構いません。	
変更申請	25	補助金申請時と実際に購入する際に金額が変わってしまった場合はどうすればよいのか。	金額が変わってしまった場合、変更の申請が必要となる可能性があります。変更申請をする前に購入してしまうと、その物は補助対象外となってしまう場合があるので必ず事前に相談してください。なお、購入金額が増額する場合であっても、一度交付決定した補助金額を増額することはできません。
	26	申請していない補助対象経費について、実績報告の際に追加できるか。	追加はできません。

取消申請	27	事業を始めようと思って申請し、交付決定されたが、良い物件が見つからず、今年度の創業は諦めようと思っているどうすればいいか。来年度に補助金の申請をもう一度することはできるのか。	取り下げ申請をしていただく必要があります。一度交付決定を受けた場合は、翌年以降もう一度、補助金の申請をしていただくことはできません。
実績報告	28	領収書等の必要書類の提出が実績報告提出期限にまでに、準備できなかった場合どうなるのか。	実績報告期限最終日までにすべての必要書類を提出する必要があります。そのため、当該事業の補助金交付決定について取消しとなる場合があります。
	29	クレジットカードで支払った経費の引落日が3月1日以降になるが補助対象になるのか。	2月28日までに支払いが完了した経費が対象になるので、3月1日以降に引落日になる場合は、対象になりません。
	30	3月分の店舗等借入費を2月末日までに支払った。補助対象になるのか。	補助対象期間外の経費になるので、補助対象にはなりません。
	31	購入時にポイントを利用して購入した物品、備品等も対象としてよいか。	ポイント等を支払いに利用した場合、利用分を差し引いた実質の支払分のみを補助対象経費とします。商品券や金券も同様の取り扱いとします。
	32	消費税相当額は、補助対象経費に含まれるのか。	消費税相当額は、補助対象外となります。
その他	33	伴走支援とはどのようなものか。	経営に関する専門家を事業実施地に派遣し、現状の把握、課題の整理、課題に対する助言及び助言の実行支援を実施することにより経営力の向上や倒産・廃業の防止を図ります。
	34	翌年度に実施するフォローアップとはどのようなものか。	経営に関する専門家を事業実施地に派遣し、補助金の交付を受けた後の事業状況、課題等の調査・相談業務を行います。